副本

乙第13号証

原議保存期間	5年(令和11年3月31日まで)
有効期間	一種(令和11年3月31日まで)

警視庁総務部長
警視庁警務部長　殿
各道府県警察（方面）本部長
（参考送付先）
庁内各局部課長
各附属機関の長
各地方機関の長

警察庁丁総発第132号、丁人発第812号
令和5年12月1日
警察庁長官官房総務課長
警察庁長官官房人事課長

「留置管理業務推進要領」運用上の留意事項について（通達）

留置管理業務実施上の基本的な事項については、「「留置管理業務推進要領」の一部改正について」（令和5年12月1日付け警察庁丙総発第18号、丙人発第192号）により通達されたところ、運用上の留意事項は下記のとおりであるので、各都道府県警察においては、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、「「留置管理業務推進要領」運用上の留置事項について（通達）」（平成31年3月28日付け警察庁丁総発第216号、丁人発第162号）については、廃止する。

記

1　留置管理体制について（推進要領第2の1(1)関係）

(1)　推進要領第2の1(1)ア(ア)の「常時多数の被留置者を留置する警察署」とは、年間の延べ被留置者数がおおむね5,000人を超える警察署をいう。

(2)　留置業務管理者は、被留置者の留置に関する規則（平成19年国家公安委員会規則第11号。以下「留置規則」という。）第4条第3項の規定に基づき、留置主任官が不在の場合にその職務を代わって行う者（当直責任者を除く。）を適切に指定する。推進要領に定める留置主任官が行うべき業務は、当直責任者又は留置業務管理者の指定した者以外は代行しない。

(3)　任用期間終了後、本人の希望に十分配慮した人事配置を行うべき対象は、留置管理業務に専従した全ての職員であり、事務的業務を行う者（いわゆる留置管理係員）を含む。

(4)　自所属の専務係に空きが生じた場合は、任用期間が2年未満の留置担当官を登用して差し支えない。

(5)　勤務経験の浅い看守勤務員のみによる当務が生じないよう、異動時期に配意する。一部の看守勤務員の任用期間を延長する必要が生じたときは、延長

して差し支えない。

(6)　実戦実習生については、「職場実習及び実戦実習実施要領の改正について（通達）」（令和２年11月30日付け警察庁丁人発第620号）の別添「職場実習及び実戦実習実施要領」第４の２(4)により、補勤者として、護送活動及び看守活動の実習を行わせることができるが、その運用は、実戦実習生を補勤者として運用する以外に方法がない場合であって、次の項目を全て満たし、かつ、実戦実習生の所属する警察署の警察署長が当該実戦実習生を補勤者として適任であると認めるときに限る。

ア　初任科において、警察本部留置管理業務担当課員による１時限の教養を受講済みであること

イ　職場実習期間中に、配置先警察署において、別に定める補勤者等教養を受講したこと

ウ　初任補修科において、警察本部留置管理業務担当課員による２時限の教養（講義及び実習等）を受講済みであること

エ　実戦実習期間中に、実戦実習指導員の同行指導の下で、補助者として、２当務以上の看守勤務又は２回以上の護送業務に従事したこと

オ　実戦実習期間中に、警察本部留置管理業務担当課員等による実戦的な補勤者等教養を受講したこと

(7)　一定期間の留置業務経験並びに適性及び能力を有する者の中から本人の希望も踏まえて実務指導員（留置業務指導員）を指定する。実務指導員は、留置施設に勤務しながら、必要に応じて、学校や職場において他の職員に教養を実施し、また、定期的に警察本部において教養を受ける。

(8)　推進要領第２の１(1)ウ(ｳ)の備蓄用食糧は、３日分以上とする。

(9)　自弁物品等（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号。以下「刑事収容施設法」という。）第46条第１項第５号に規定する自弁物品等をいう。以下同じ。）の購入については、情報処理端末の活用のほか、購入可能物品、事業者への支払い頻度や方法、支払いの担当部署等の不断の見直しを行う。

２　留置業務管理者が把握等すべき実態について（推進要領第２の１(2)ア(ｱ)関係）

[redacted]危険箇所等を把握した場合は、本部留置管理業務担当課の長に報告し、速やかに改善措置等の対策を講じる。

３　留置業務管理者による簿冊の決裁について（推進要領第２の１(2)ア(ｲ)関係）

留置業務管理者は、留置規則第５条各号に規定する簿冊のうち、次に掲げるものについて決裁するものとし、その他については、原則として留置主任官以上の職にある者による専決とする。

(1)　第１号　被留置者名簿（ただし、「Ｖ　動静、処遇等に関する申出」については問題被留置者及び特別要注意者に係るものに限る。）

(2)　第４号　被留置者反則行為措置簿

(3)　第６号　被留置者戒具使用・保護室収容簿

(4)　第９号　看守勤務日誌

4　留置施設からの逃走等の防止について（推進要領第２の２(1)ア関係）

[redacted]

5　危険物その他の物品の持ち込まれ防止対策等について(推進要領第２の２(2)関係)

(1)　留置主任官と被留置者の性別が異なることにより留置主任官が留置の開始に際して行う身体検査に立ち会えない場合は、留置主任官は、身体検査室の扉の直近において具体的な指示を行い、確実な身体検査の実施に努める。

(2)　被留置者に危険物その他の物品を確認させる際は、必要に応じて面会室を使用して差し支えない。

6　居室予備鍵及び非常口の鍵の保管について（推進要領第２の２(3)関係）

[redacted]

7　被留置者の物品管理について（推進要領第２の２(4)関係）

(1)　推進要領第２の２(4)アの「領置品（甲）」は、次のものとする。

ア　ネクタイ、ひも、刃物、工具類等自殺又は自傷の用に供されるおそれのあるもの

イ　マッチ、ライター、煙草、酒等火災その他の事故の発生の原因となるおそれのあるもの

ウ　携帯電話、タブレット端末等罪証の隠滅の用に供されるおそれのあるもの

(2)　被留置者から領置した現金(以下「領置金」という。）については、現金で管理する場合は、次のことに留意する。

ア　領置金は、管理を簡便にするため、自弁物品等の購入状況等を勘案して必要と思われる額（以下「少額現金」という。）とそれ以外の現金（以下「高額現金」という。）に分割して保管する。少額現金は、特段の事情のない限り、１人当たり２万円から３万円を目安とする。

イ　領置金は、被留置者が若干名である場合等被留置者ごとに管理すべき特段の事情があるときを除き、全ての被留置者分を一括して管理する。ただし、高額現金についてはこの限りでない。

ウ　高額現金は、会計課（係）や副署長に保管を委託するなどして少額現金以上に厳重に管理する。

エ　領置金を取り扱う際は、推進要領第２の２(4)イにいう保管庫等又は大型保管庫等のいずれかの鍵の保管者が立ち会うものとする。また、立ち会った者は関係簿冊に記録する。

オ　領置金については、取扱いの都度及び適宜の機会において、留置主任官が簿冊上の残金と現金とを突合させ、相違ないことを確認する。

(3)　領置金を、銀行口座を使用するなど、留置担当官が原則として現金を扱わない方法により管理する場合は、次のことに留意する。

ア　被留置者から現金を領置してから銀行口座に入金するまでの間等、留置施設内において現金を扱う場合には、(2)と同様とする。

イ　通帳、キャッシュカード等は副署長に保管を委託するなどして厳重に管理するとともに、通帳の記帳内容の確認も受ける。また、クレジットカードを使用する場合は、当該クレジットカードの利用明細も確認を受ける。

ウ　留置主任官は、被留置者から現金を領置するとき、被留置者が自弁物品等を購入するとき、差入れ、宅下げ等に伴って現金を扱うとき及び釈放又は移送に伴う現金の返還等を行うときに、都度、関係簿冊を確認する。留置の開始及び終了に当たっては、関係簿冊上の残金と現金の突合も行うものとする。

(4)　被留置者が着用する衣類について、被留置者自身に洗濯・乾燥（乾燥後の処置を含む。）を実施させる場合は、[redacted]管理を徹底する。

8　医療又は投薬を必要とする被留置者への対応について（推進要領第２の２(5)関係）

(1)　被留置者が掛かり付けの医療機関がある旨を申し出た場合であって、必要と認められるときは、被留置者の同意を得た上で、当該医療機関に対して診断、投薬等の状況について照会し、その結果得られた情報を嘱託医に提供す

る。

(2)　留置開始時に所持していた医薬品は、生命維持等のため特に必要と認められる場合を除き、使用させない。また、医薬品の差入れがあった場合は、生命維持等のため特に必要と認められる場合を除き、差入人に引取りを求める。

(3)　被留置者が死亡した場合には、その状況、死因及び遺体の搬送先について関係簿冊に記録する。死亡した被留置者を解剖したときは、留置主任官が捜査主任官（犯罪捜査規範（昭和35年国家公安委員会規則第２号）第20条に規定する捜査主任官をいう。以下同じ。）等からその結果を聴取して、関係簿冊に記録する。

(4)　１人の被留置者に対して複数の薬が処方された場合には、誤投薬を防止するとともに事務負担を軽減するため、可能な限り、薬を一包化（１回分の薬をまとめて１袋とするもの）するよう医療機関及び薬局に対して依頼する。

(5)　被留置者を刑事施設に移送するに当たって、当該刑事施設から当該被留置者の残留処方薬（推進要領第２の２(5)エにいう残留処方薬をいう。以下同じ。）の引継ぎを要請された場合には、残留処方薬がない場合はその旨を説明し、残留処方薬がある場合は次の事項を記載した書面を受領した上で引き継ぐ。

ア　引き継いだ年月日

イ　引き継いだ処方薬の名称・数量

ウ　引き継ぎを受けた者の役職・氏名

9　常備薬について（推進要領第２の２(5)オ関係）

推進要領第２の２(5)オの「常備薬」は、次のものとする。

(1)　消毒薬、治療用軟こう等の外用薬

(2)　解熱薬、鎮痛薬、整腸薬等の内服薬

(3)　ガーゼ、脱脂綿、ばんそうこう等の医療材料

10　業務で使用する情報通信機器について（推進要領第２の２(8)関係）

業務で使用する情報通信機器の導入に当たっては、都道府県警察の情報セキュリティに関する規定を遵守する。特に、管理対象情報の取扱い、クラウドサービスの利用等に注意する。

11　捜査と留置の区別について（推進要領第２の４関係）

警察本部の留置管理業務担当課長、課長補佐等は、捜査部門責任者を集めた会議や警察学校の専科教養等の機会を活用し、次に掲げる事項について、捜査部門における理解の促進を図る。

(1)　日課時限の厳守

(2)　留置開始時における、犯罪の態様、心理状態、病歴等に関する情報の提供

(3)　任意同行時や逮捕時等において凶器を所持しているかどうかの確認の徹底

(4)　取調べ、引き当たり捜査等における逃走や自殺の防止に関する責務

(5)　自殺や逃走の前兆となるような被留置者の言動等に関する情報の提供

(6)　留置担当官から専務係への登用についての配慮

(7)　刑事施設への速やかな移送の要請

12　女性被留置者への対応について（推進要領第３の１(1)関係）

(1)　推進要領第３の１(1)アの留置業務管理者の報告については、留置業務管理者のいない所属は、留置の必要性を認めた所属の長が、本部留置管理業務担当課の長に報告する。

(2)　推進要領第３の１(1)イの「女性被留置者の適正な処遇に関する情報」とは、留置施設の使用状況、女性被留置者の収容状況、女性被留置者を留置する留置施設の留置担当官の体制、推進要領第３の１(1)オに規定する不適正事案防止のための措置の実施状況、[redacted]をいう。

(3)　女性集中留置施設ではない留置施設であっても、女性被留置者が留置された場合に、女性警察官が常時勤務する体制及び運用が必ず確保できると本部留置管理業務担当課の長があらかじめ認めた留置施設については、当面の間、推進要領第３の１(1)ウの女性集中留置施設と同様な扱いとして差し支えない。

(4)　推進要領第３の１(1)オの承認申請については、次のとおりとする。

ア　特別な事情

「特別な事情がある場合」とは、都道府県警察内に女性被留置者が１人しか留置されていない場合、島しょ部である場合等をいう。

イ　承認申請時の留意事項

本部留置管理業務担当課の長は、承認申請に当たり、留置主任官に対して留置規則第６条第１項に基づき留置主任官が捜査主任官から聴取した事項を確認した上で、留置開始予定日、留置しようとする者の人定事項、留置しようとする施設、当該施設における留置担当官の体制及び単独留置・複数留置の別を提示するほか、承認者の判断に資するため、被留置者の特性、都道府県警察内の被留置者の収容状況、当該施設及び本部留置管理業務担当課が講じた体制上の措置、留置後に講じることとしている「不適正事案防止のための必要な措置」の内容等を疎明する。

ウ　不適正事案防止のための必要な措置

[redacted]

また、「不適正事案防止のための必要な措置」は、以下の内容を具備したものとする。

(ｱ)　推進要領第３の１(1)オの(ｱ)及び(ｲ)の場合

a [redacted]

b [redacted]

(ｲ)　推進要領第３の１(1)オの(ｳ)の場合

[redacted]

エ　留置開始後の事情の変化への対応

「留置開始後の事情の変化」とは、複数留置されていた女性被留置者が他の女性被留置者の移送等により単独留置になる場合等をいう。こうした場合であっても、留置担当官を増強して複数勤務とするなど、可能な限り女性被留置者の適正な処遇に向けた措置を講じる。

また、本部留置管理業務担当課の長は、こうした事情の変化に機敏に対応できるよう、平素から女性被留置者の状況について情報を収集・把握する。

(5) [redacted]

(6) [redacted]

13　特異な動静を有する被留置者等への対応について(推進要領第３の２(1)及び(2)関係)

(1)　推進要領第３の２(1)ウ及び(2)ウの指定に関し、留置業務管理者は、被留置者が特別要注意者と問題被留置者の双方に該当すると判断した場合は、重複して指定する。

(2)　推進要領第３の２(1)オ及び(2)オの「戒具の使用等」とは、戒具の使用及びその中止並びに保護室への収容及びその中止をいう。

(3)　推進要領第３の２(2)アの「留置施設の規律上容認できない要求や苦情を繰り返し申し立て、それが受け入れられないことを理由に、留置担当官の指示に反して留置施設の秩序や平穏を乱す行為等」には、不当な要求や苦情がな

い場合に行われる、粗暴・騒じょう行為、施設・備品等の損壊、日課時限等を遅延させる行為、不作為による不服従、身体検査等の拒否等が含まれる。

14　反則行為に対する禁止措置について（推進要領第３の２(3)関係）

(1)　被留置者が反則行為を行った場合は、禁止措置の実施の是非について検討しなければならない。ただし、調査の結果、反則行為が認定できないことが判明した場合や明らかな過失であり禁止措置を執る必要がないと認められる場合は、弁解聴取を行わないことができるが、その経緯については関係簿冊に記録しておく。

なお、所持金がなく、刑事収容施設法第187条第３号に掲げる物品（嗜好品）又は第208条第１項の内閣府令で定める自弁の書籍等を購入する見込みがないことのみをもって、禁止措置を実施する必要がないと判断してはならない。

(2)　刑事収容施設法第190条第２項（同法第208条第２項において準用する場合を含む。）で準用する同法第154条第１項の調査は、反則行為を認知した日又はその翌日に開始する。

(3)　刑事収容施設法第190条第２項（同法第208条第２項において準用する場合を含む。）で準用する同法第155条第１項の通知（弁解をすべき日時等を記載した書面によるもの。）は、特段の事由がない限り、弁解をすべき日の前日の終業時刻（閉庁日の場合は開庁日の終業時刻と同時刻とする。）までに当該被留置者に到達させる。

(4)　刑事収容施設法第190条第２項（同法第208条第２項において準用する場合を含む。）で準用する同法第155条第１項の「聴取をする３人以上の職員」は、当該留置施設の置かれる警察本部又は警察署の警部補以上の階級にある警察官で、うち１人は留置主任官とする。ただし、これによりがたい特段の事由がある場合は、巡査部長以上の階級にある警察官から指名して差し支えない（留置主任官を除く。）。また、当該反則行為に関係した者や当該被留置者に係る事件の捜査を担当する者はこれに充ててはならない。

(5)　刑事収容施設法第190条第２項（同法第208条第２項において準用する場合を含む。）で準用する同法第155条第１項の「被留置者を補佐すべき者」は、当該留置施設に係る留置業務に従事する警部補以上の警察官（当該反則行為に関係した者を除く。）とし、被留置者を補佐する意見を述べる。

(6)　認定した事実の要旨を告知し、禁止措置を執行する日は禁止期間（最大３日）に算入する。

15　戒具の使用及び保護室への収容等について（推進要領第３の２(4)関係）

(1)　留置主任官は、戒具（国家公安委員会関係刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第42号）第23条及び別表に規

定する捕縄、標準手錠、ベルト手錠、拘束衣及び防声具をいう。以下同じ。）の使用及び保護室への収容の状況を把握し、被留置者の動静や体調に十分注意するとともに、使用又は収容の要件が継続しているかなどを都度確認し、必要な指示等を行う。

(2) [redacted]

(3) 戒具の使用又は保護室への収容に当たっては、その経過（被留置者が刑事収容施設法第213条第１項各号に規定するいずれかの行為をするおそれが認められた段階、又は同法第214条第１項各号に該当する状況が発生した段階から、実際に戒具を使用され又は保護室に収容され、当該措置を継続する必要がないと判断された後一定期間が経過するまでの間における被留置者の状況等）を関係簿冊に記録するとともに、録画（音声を含む。）、関係者からの聴取等の採証活動を確実に実施する。特に、戒具の使用・中止、保護室への収容・中止及び食事の提供の際は、原則、録画を活用した採証活動を実施する。

(4) 戒具の使用中若しくは戒具を外した直後又は保護室への収容中若しくは収容を解除した直後の取調べは、戒具又は保護室を取調べに利用したとの疑念を抱かせる可能性があることから、これらの期間に取調べ目的の出場要請がなされた場合においては、被留置者が落ち着くまで待つよう捜査主任官に申し入れるなど、慎重に判断する。

(5) 戒具は次の点に留意して使用する。

ア 手錠、捕縄

(ｱ) 標準手錠の使用は手首に限り、被留置者の手首の太さに応じて最も適当なものを使用する。

(ｲ) ベルト手錠は、腹部の前で手首を固定する。

(ｳ) 捕縄による緊縛部位は、手首、腰部、大腿部、下腿部又は足首とする。

(ｴ) 連結部位は、手首と腰部、手首相互、大腿部相互、下腿部相互又は足首相互とする。

(ｵ) 手錠と捕縄を同時に使用する場合には、著しく苦痛を伴う不自然な姿勢を強いることのないよう留意する。

(ｶ) 手錠及び捕縄は、使用部位を傷つけ、又は血液の循環を妨げることのないよう、締め過ぎに留意する。

イ 拘束衣、防声具

(ｱ) 呼吸器系統の疾患がある被留置者に拘束衣又は防声具を使用する場合は、使用に耐え得るか否かについて、事前に医師の意見を聴取する。

(ｲ) 防声具は、疾病等のため鼻孔からの呼吸が困難な被留置者には使用し

ない。

(ｳ) 防声具を装着する際は、鼻孔からの呼吸を阻害していないか、頸動脈又は頸静脈を圧迫していないか、吐しゃ物等によりマスクの通気孔が閉塞されていないかを確認するとともに、装着中も継続的に確認する。

(6) 定められた制式の戒具以外の器具等は戒具として使用しない。

16 適切な護送業務の推進について（推進要領第３の４関係）

(1) 護送員の指定

ア [redacted]

イ 非番の職員を護送員に指定することは、可能な限り避ける。

(2) 出発時及び帰着時の手続等

[redacted]

(3) 護送中の留意事項

ア 護送計画の変更

護送中に、護送計画に定められていない場所に立ち寄る必要が生じた場合又は護送計画に定められた経路を変更する必要が生じた場合においては、護送員は、速やかにその旨を留置主任官に報告し、変更の承認を得る。

イ 検察庁等における留意事項

(ｱ) [redacted]

(ｲ) [redacted]

ウ 捜留分離の徹底

護送中に捜査と留置の分離に反する行為が行われ又は行われようとした場合においては、護送責任者は、当該行為を直ちに中止させるとともに、留置主任官に速やかに報告する。

エ 引き当たり捜査時における留意事項

引き当たり捜査において、捜査員が当該被留置者に対し、物を自ら捜すよう求めた場合、護送員は、それを止めさせ、代わりに、想定される物の位置を口頭で捜査員に説明するよう是正させるものとする。

(4) [redacted]

ア [redacted]

イ　護送車両内では手錠カバーを外し、手錠の施用状況を常時監視する。

(5) [redacted]